

第二章 加入及脱退

第五條 本組合は、次レトスルモノハ本部又ハ支部ノ相當ノ手續ヲシテ承認シ得ルモノトス

第六條 本組合員ニテ脱退セントスルモノハ其理由ヲ明シ組合員ノ章程ヲ返還シ所属又ハ本部承認ヲ得ルベシ

第四章 権利及義務

第七條 本組合員ハ九ノ權利ヲ有スルモノトス

- 一 相當機關ヲ通シテ各部門ノ利用
- 二 各役員ノ選舉及被選舉ノ權利

第八條 本組合員ハ九ノ義務ヲ負フモノトス

- 一 組合費ノ負担
- 二 規約及諸決議ノ遵守

第九條 前條ノ規定ニ違背シタルモノハ支部總會ノ決議ヲ經テ中央委員会ニテ除名ス

第十條 組合費三月以上滞納シタルモノハ除名スルベシ

第五章 機関

第十一條 本組合ニテ九ノ機關ヲ置ク

八 財務部

第十條 執行委員会前條各部門及書記會計各事務ヲ担当シ大会ニテ選出ス

第十一條 中央執行委員長ハ本組合ニテ代表シ得ル大会及中央委員会決議ニ基キ一切事務ヲ處理ス

第十二條 中央委員ハ執行委員中央執行委員長各任期ハ次期大会迄トシ補充委員亦同シ

第十三條 執行委員及中央執行委員長ハ大会及中央委員会ノ決議ニ加ルヲ得ス

第十四條 本組合各機關ノ表決ハ凡テ多數ヲ以テ之ヲ決ス

第六章 會計

第十五條 本組合ノ通算組合費ヲ三月全額納付ス

- 一 組合費納付額ヲ十五分額ニ毎月支部ヨリ取納メテ本部會計ニ送付ス
- 二 共済金ヲ十五分額ニ内テ支部ニテ之ヲ保管ス

第十六條 本組合前條以外ニ必要ニ應ジ大会及中央委員会決議ヲ經テ臨時會費徵集スルベシ

第十七條 既ニ加入シタル組合費ハ如何ナル場合トモ返戻ス

第十八條 本組合會計ハ毎年定期大会ニ於テ決算ヲ報告シ承認ヲ求ムルモノトス

第十九條 中央委員会ハ必要ニ應ジ會計ヨリテ報告ヲ提出シメ又ハ各支部ニ報告セシムルモノトス

第七章 附則

第二十條 本組合規約ハ大会ノ決議ヲ經ルニテラサルハ変更スルヲ得ス

但シ緊要ヲ要スル場合ハ中央委員会三分ノ二以上ノ承認ヲ得テ変更スルヲ得

按場合ハ次期大会ニ承認ヲ得ルヲ要ス

第二十一條 支部規約ハ本規約ニ基キ支部ヲ於テ之ヲ採シ中央委員会承認ヲ得ルヲ要ス

第二十二條 各部門規程ハ執行委員会ニ於テ之ヲ採シ中央委員会承認ヲ得ルヲ要ス

第二十三條 本組合中央委員会決議スルベテ次期

大會ニ承認ヲ得ルヲ要ス

二 規約改正ノ件

一 第一條 第參項 削除

第二十九條 前條ノ規定ニ違背シタルモノハ支部總會又ハ中央委員会決議ヲ經テ之ヲ除名ス

但シ支部總會ノ場合ハ中央委員会承認ヲ要ス

第三十條 中央執行委員長ハ之ヲ担当スルヲ議長ハ大會ニテ選出ス

第三十一條 中央委員ハ選出比率ニ依リ